



集会施設補助金

町内会集会施設整備費補助金

町内会



町内会の集会施設の新築・増築・改築、下水道接続、合併処理浄化槽設置、バリアフリー工事に要する経費の一部を補助します。



区分	補助率(%)	限度額(円)
新築・増築・改築	30%	4,000,000 ~ 2,470,000 ※1
下水道接続	30%	200,000
合併処理浄化槽設置	30%	600,000
バリアフリー工事	30%	200,000



※1 新築・増築・増築は、世帯数により補助限度額が変動します。

改築は、建物の全部又は一部の主要構造部分の工事費とするなどの条件があります。

詳しくは、地域づくり推進室 ☎ 0868-32-2032・32-7038へ

URL: <https://www.city.tsuyama.lg.jp/life/index2.php?id=10149>



コミュニティ助成事業補助金（自治総合センター宝くじ助成）

町内会の集会施設の新築または大規模修繕、施設に必要な備品の整備に補助します。

（申請しても自治総合センターで不採択になる場合があります。）

区分	補助率(%)	限度額(円)
新築・大規模修繕	60%	15,000,000 ※2
施設の備品	100%	上限額 2,500,000 下限額 1,000,000



※2 大規模修繕は、主要構造物の大半を修繕する場合やそのほかの条件があります。

詳しくは、地域づくり推進室 ☎ 0868-32-2032・32-7038へ

URL: <https://www.city.tsuyama.lg.jp/life/index2.php?id=9647>



地域運営組織 を立ち上げて地域のことを考えてみませんか？

住み慣れた地域で暮らし続けるためにはどうしたらいいか話し合ってみましょう。

第1期 補助金額

25万円以内／年（津山市連合町内会支部単位で、最長3年間補助します。）

- 事業の条件
- ① 自主防災組織と小地域ケア会議の立ち上げ、年間事業計画への位置づけ
 - ② 実施体制と支援体制の整備
 - ③ 地域の現状と課題の把握（アンケートなどの実施）
 - ④ 地域振興計画の策定、計画に基づいた事業の試行

第2期 補助金額

100万円以内／年（津山市連合町内会支部単位で、最長3年間補助します。）

- 事業の条件
- ① 第1期で策定した地域振興計画の公表
 - ② 地域振興計画に基づく自主防災組織及び小地域ケア会議等の具体的な活動の実施



お住まいの町内会でこんな心配ごとはありませんか？

- 1人暮らしの高齢者が増えて心配
- バスの便数は少ないし、買い物や通院が不便だ
- みんなで集まる機会も減ったし、祭りもいつまで続けられるか
- 耕作放棄地が増えてシカやイノシシ被害がひどい
- このままだったら集落がなくなるかも知れない



詳しくは、地域づくり推進室 ☎ 0868-32-2032・32-7038へ

URL: <https://www.city.tsuyama.lg.jp/life/index2.php?id=5875>

活用事例

院庄まちづくり協議会

院庄まちづくり協議会は、地域づくり応援事業を活用して地域の課題解決に向けた取組を行っています。
3つの部会に分かれて活動中です。

【まちづくり部会】…三世代交流ウォーキング、小学生しめ縄交流、とんど交流、昔あそび交流などの開催

【福祉部会】…出前カフェ「めぐりん」、夏休みわくわく教室、90歳以上高齢者訪問などの開催

【防災部会】…災害時の行動計画、防災マップの作成、防災訓練、炊き出し訓練、AED操作講習などの開催



▲夏休みわくわく教室(8月2日)

集会施設や山林などの不動産を所有する町内会は、一定の要件に該当すれば、市長の認可を受けることにより、法人格を取得し、町内会名義で不動産登記をすることができます。

申請書類

… 事前に地域づくり推進室へご相談ください。



(1)認可申請書 様式は、津山市ホームページでダウンロードできます。

(2)添付書類 ①規約

②認可申請について議決したことが記載された総会議事録

③構成員の名簿

④良好な地域活動を確認できる総会資料

⑤申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会議事録

⑥申請者が代表者になることを受諾した旨の承諾書

⑦町内会の境界図

・認可後、地域づくり推進室で不動産登記などに必要な証明書（手数料1部 300円）の交付を受けることができます。

・代表者や規約などに変更があるときは、市役所への届け出が必要となります。

こんなときに…

①認可地縁団体になると、共有名義の集会施設や山林の土地を町内会名義にすることができます。その後は、相続登記などの手続きを行う必要がなくなります。

②共有名義の山林が、登記名義人が多数で相続登記されていない、登記義務者がわからないなどの理由で、登記することが困難なときに、不動産登記特例を津山市に申請して手続を行うと、土地の所有権を町内会に移転することができる場合があります。

詳しくは、地域づくり推進室 ☎ 0868-32-2032・32-7038へ

URL: <https://www.city.tsuyama.lg.jp/life/index2.php?id=5002>



地域づくり推進室 (連合町内会事務局)

(地域づくりサポートセンター) は
津山市役所 6階 へ

(1)町内集会施設整備費補助金、地域づくり応援事業

(2)連合町内会事務局

(3)地縁団体、NPO法人などに関するご相談

(4)地域づくりや町内会活動、市民活動に関するご相談

(5)各種情報提供 など

地域づくりや町内会活動、市民活動などに関する悩みごとを一緒に考え、必要に応じて専門家や関係機関をご紹介します。お気軽にご相談ください。

詳しくは、地域づくり推進室 ☎ 0868-32-2032・32-7038へ

ご相談ください



ご利用ください

市役所 地下売店の印刷機（輪転機）

- ・大量印刷に適しています。（イベント告知チラシ、会議資料、広報紙、会報等）
- ・印刷枚数が多ければ多いほど、割安になります。
- ・印刷できるサイズが多いです。（B5からA3まで）
- ・領収書が発行できます。
- ・印刷用紙はご自身でお持ちください。
- ・印刷は白黒印刷のみです。
- ・印刷は10枚単位です。
- ・印刷用紙は地下売店で購入できます。



印刷料金（原稿1枚につき）

製版代	100円／1原稿
印刷料金	1円×印刷枚数(10枚単位)

印刷料金の目安（原稿1枚につき）

印刷枚数	印刷料金の目安	
20枚で	120円	6円／1枚
50枚で	150円	3円／1枚
100枚で	200円	2円／1枚
500枚で	600円	1.2円／1枚
1,000枚で	1,100円	1.1円／1枚

使用例

手順 ①料金投入(使用後おつりが出ます)

②用紙セット

③原稿セット

④スタート(製版・試し刷り確認)

⑤良ければ、枚数を入力して印刷開始！

会議資料(10ページ)を100部印刷する場合

・製版代 100円×10原稿=1,000円

・印刷代 1円×10原稿×100枚=1,000円

合計 2,000円(用紙代除く)

案内チラシ(両面)を1,000枚印刷する場合

・製版代 100円×2原稿=200円

・印刷代 1円×2原稿×1,000枚=2,000円

合計 2,200円(用紙代除く)



※千円札も
使えます



※用紙はご用意
ください。
地下売店で購入
できます。

利用時間：月曜日～木曜日 7:45～18:30

金曜日 7:45～19:00

市役所閉庁日はご利用できません。

場 所：津山市役所 地下売店（Yショップ）

☎ 0868-32-2128

※詳しくは売店スタッフへおたずねください。